

○総務省令第五十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百八十五条の十三第二項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十七日

総務大臣 川端 達夫

地方税法施行規則の一部を改正する省令案

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四の三第一号中「平成十七年十月一日」を「平成二十二年十月一日」に、「平成十七年国勢調査第一次基本集計第三表又は第四表」を「平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三―二表」に、「表頭「総数」の表側「総数」を「表頭「総数（年齢）」のうち総数」に、「〇〜四」、「五〜九」、「十〜十四」及び「十五〜十九」を「（再掲）〇〜四歳」、「（再掲）五〜九歳」、「（再掲）十〜十四歳」及び「（再掲）十五〜十九歳」に改め、同条第二号中「平成十七年十月一日」を「平成二十二年十月一日」に、「平成十七年国勢調査従業地・通学地集計その一第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳

階級)、男女別人口及び十五歳以上就業者数)」を「平成二十二年国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計第一表(常住地又は従業地・通学地による年齢(五歳階級)、男女別人口及び就業者数)」に、「総数」を「総数(男女別)」に改め、同条第三号中「平成十七年十月一日」を「平成二十二年十月一日」に、「平成十七年国勢調査従業地・通学地集計その一第一表(常住地又は従業地・通学地による年齢(五歳階級)、男女別人口及び十五歳以上就業者数)」を「平成二十二年国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計第一表(常住地又は従業地・通学地による年齢(五歳階級)、男女別人口及び就業者数)」に、「総数」を「総数(男女別)」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。